

みなさんの命・相手の命を守るために ～自転車の運転について～

郡山三中安全係

自転車は、道路交通法では軽車両に位置付けられており、「車のなかま」です。

道路を通行するときは、「車」として、交通ルールを遵守するとともに交通マナーを実践するなど安全運転を心掛けましょう。

また、車の運転者も歩行者も自転車のルールを知って、お互いを思いやり、安全を心掛けましょう。

交通ルール

自転車安全利用五則（平成 19 年 7 月 10 日交通対策本部決定より）

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。

したがって車道と歩道の区別があるところは車道通行が原則です。



2. 車道は左側を通行

自転車は、道路の左側に寄って通行しなければなりません。



3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。

歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。



4. 安全ルールを守る

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止 ○ 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認



5. 子どもはヘルメットを着用

幼児・児童を保護する責任のある方は、幼児を幼児用座席に乗せるときや幼児・児童が自転車を運転するときは、幼児・児童に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



絶対にやめましょう！「ながらスマホ」

自転車運転中に、スマートフォンや携帯電話の画面を見たり操作する、いわゆる「ながらスマホ」が原因となる交通事故の発生が後を断ちません。中には、事故の相手方である歩行者が亡くなる事故も発生しています。

自転車運転中の「ながらスマホ」は、不安定な運転になったり、周囲の自動車や歩行者などに対する注意が不十分になり、重大な交通事故につながり得る極めて危険な行為です。

絶対にやめましょう。



出典 政府広報オンライン

☆これらのルールは道路交通法という法律で決まっています。**ルールに違反すると法律違反で罰則や罰金が科せられます。**

☆事故を起こした際は、**民事事件として裁判になってしまい、損害賠償を請求される**こともあります。

☆道路交通法が改正され、**自転車もあおり運転をすると罰則が科せられる**ことになりました。例) 自動車を自転車があおる

☆郡山三中でも、自転車と自動車の接触事故が起きています。

知らなかったでは済まされない！

交通安全、自転車の乗り方について家族でしっかり話し合いましょう！

自転車が歩行者を轢く死亡事故も多発しており、1 億円近くの賠償金にまで至ったケースもありました。

自転車の不注意で家族全員の人生が変わってしまうこともあります。

自転車も立派な車であるということを、自覚して運転しましょう！

自転車に乗る生徒の皆さんだけでなく、歩行者となる生徒の皆さんもぜひ、知っておきましょう。

中学生が相手の連絡先は聞きにくいかもしれませんがね。車のナンバーを控えておきましょう！

★万が一、事故が起きた時は

○警察へ連絡 ○保護者へ連絡 ○相手の連絡先の確認 ○自動車のナンバー確認

正しい知識をもって、正しい判断をし、

ぜひ、自分の、相手の、大切な命を守ってください。